

村山市低入札価格調査制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、村山市低入札価格調査制度実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づく、調査基準価格及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条 要綱第3条の調査基準価格は、次により算定した額とする。

- (1) 入札比較価格（消費税及び地方消費税を含まないもの。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9を乗じて得た額とし、入札比較価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7を乗じて得た額とする。
 - ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費相当額に10分の5を乗じて得た額
- (2) 工事等の性質上前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算出方法にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合を入札比較価格に乗じて得た額とする。

(失格数値基準の設定)

第3条 要綱第5条第1項の失格数値基準については、提出された内訳書において計上されている次の表の左欄に掲げる費目の価格のいずれかが、同表右欄に定める基準に満たない場合とする。

工事費目	基準数値
直接工事費	入札比較価格算出の基礎となった直接工事費の額の100分の75
共通仮設費	入札比較価格算出の基礎となった共通仮設費の額の100分の75
現場管理費	入札比較価格算出の基礎となった現場管理費の額の100分の75
一般管理費	入札比較価格算出の基礎となった一般管理費の額の100分の50

(入札保留時における対応)

第4条 入札執行者は、要綱第7条第1項の規定により落札決定を保留するときは、入札参加者全員に対して落札者の決定を保留する理由と調査への協力依頼、後日落札者を決定する旨を告知して入札を終了する。

- 2 入札執行者は、要綱第5条第1項の確認を前条に定める失格数値基準により行うものとする。

3 入札執行者は、前項の確認の結果、失格数値基準に該当する者を除く調査基準価格を下回った入札参加者全員に対し、入札説明書の記載に従い、次の事項を告知する。

- ① 低入札価格調査制度に基づく調査対象となること
- ② 落札決定を受けるためには調査に応じなければならないこと
- ③ 請負履行確認調査票（様式1）を入札日から5日以内に提出しなければならないこと
- ④ 調査は当該建設工事を所管する課長（以下「所管長」という。）が所管すること

4 入札執行者は、入札終了後直ちに所管長にその旨を報告し、入札調書の写し及び調査基準価格を下回った入札参加者から提出された積算内訳書を提供する。

（低入札価格調査の調査内容）

第5条 所管長は、調査基準価格を下回った入札参加者のうち要綱第7条第1項及び第9条第2項により調査を行うこととされた者（以下「対象者」という。）について、要綱第7条第2項に該当するか否かを判断するため、次に掲げる事項について調査を行う。

（1）入札価格積算の根拠及び妥当性の適否

- ① 低価格で入札できた理由
- ② 請負履行確認調査票の記載事項・積算の適否
- ③ 入札時に提出された積算内訳書と請負履行確認調査票の整合
ア 違算の有無
イ 低価格となる積算の根拠の妥当性
- ④ 当該工事における入札価格での利益見通し

（2）施工体制及び資材等の調達等の適否

- ① 施工計画の適否
ア 手持工事の状況
イ 労務者の調達計画の適否及び労務単価の妥当性
ウ 下請業者の計画の適否
- ② 資材の調達計画の適否
- ③ 施工に必要な機器の調達計画

（3）当該入札者の経営状況等

- ① 経営状況
- ② 信用状況
ア 建設業法違反及び指名停止措置の有無
イ 賃金不払の状況
ウ 下請代金の支払遅延の状況

（4）その他必要な事項

（低入札価格調査表の作成）

第6条 所管長は、低入札価格調査の対象者に対しては、入札会終了後おおむね7日以内に事情聴取を行うものとする。事情聴取にあたっては、予め事情聴取通知書（様式2）により対象者に通知するものとする。

- 2 所管長は、対象者から提出された資料及び前項の事情聴取の結果を基に低入札価格調査表（様式3）を作成する。この場合、対象者が調査に応じないとき、対象者が十分な資料を提出しないとき又は対象者が資料の提出期限に遅れたときは、低入札価格調査表（様式4）にこの旨を記載しなければならない。

（低入札価格調査委員会における落札者とししない判断）

第7条 低入札価格調査委員会は、要綱第8条の規定に基づいて付議されたものが次のいずれかに該当するときは、対象者を落札者とししないものとする

- （1）対象者が調査に応じないとき又は調査資料を指定期日まで提出しないとき
- （2）対象者に契約の意思がないことを確認したとき
- （3）対象者が入札金額の範囲内で適正な施工が確保できることを証明できないとき
- （4）当該工事の施工に必要な経費が入札金額を超えるとき
- （5）その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。